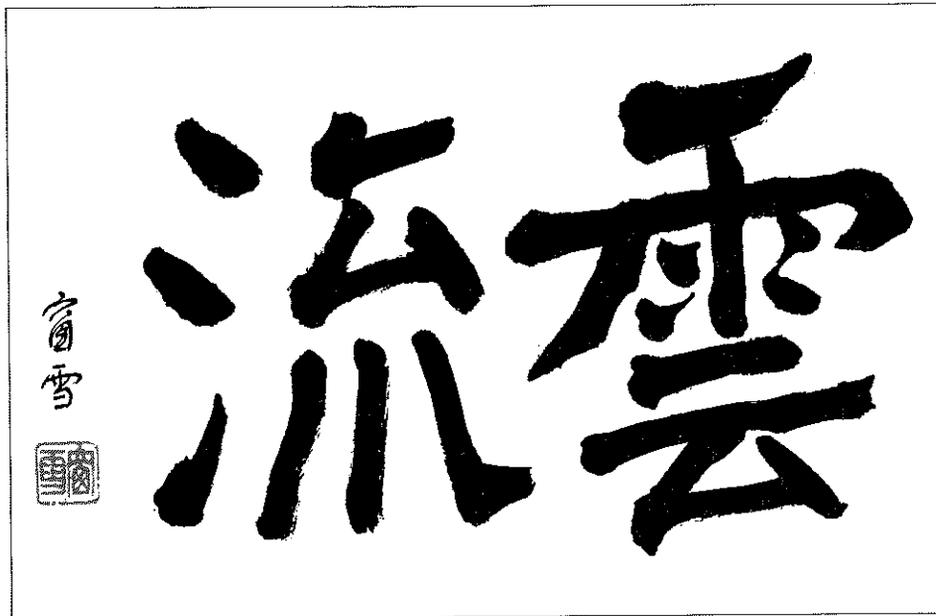


行政ほっかいどう

'87.3



「雲流」理事南忠一（空知支部所属）

目次

<業務資料>

- 住民基本台帳法等の改正等に関する質疑応答集
について（企画部）……………2
- 市町村長の身分証明の発行を請求する場合の手
続きについて（企画部）……………10
- 北海道手数料徴収規則の一部を改正する規則の
公布について（企画部）……………11

<法令>

- 雇用保険率の引下げが1年間延長となります
（企画部）……………14
- 改正国民年金法施行令が施行されました
（企画部）……………15
- 行政書士法違反の告発について
（日行連会長声名文）……………16

- 会員のうごき……………17
- <ひろば>
- ・故 松本小樽支部長を偲んで（副支部長 北川清）20
- ・男女差別撤廃の促進に思う（留萌支部 橋本雄一）21
- <支部のうごき、本会のうごき>
- 支部のうごき……………22
- 本会のうごき……………22
- <おしらせ>
- 小樽支部長の移動……………23
- 函館支部長の移動……………23
- 年計報告……………23
- 会費の払込みは自動振替で……………23
- 編集後記……………24

住民基本台帳法等の改正等に関する質疑応答集について

(昭和61年2月4日自治振第12号 自治省行政局) 振興課長から各都道府県総務部長あて通知

住民基本台帳法の一部を改正する法律(昭和60年法律第76号)、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第310号)、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令(昭和60年法務省令・自治省令第1号)の施行に関し、別添のとおり「住民基本台帳法等の改正等に関する質疑応答集」をとりまとめたので、貴管下市町村において参考とするよう取り計らわれない。

また、このうち戸籍の附票に係るものについては、法務省民事局と協議済みであることを申し添える。

なお、今回の住民基本台帳制度の改正の趣旨を逸脱して、住民票の写し等を利用する住民の利便を必要以上に害することのないよう配慮すべきである。

住民基本台帳法等の改正等に関する質疑応答集

(住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付関係)

1 請求の方式

(問1) 電話で住民票の写しの交付の請求があった場合、これに応じてよいか。

(答) 住民票の写しの交付の請求に際しては、請求者が市町村に出頭しなければならないという法的な義務はないが、今回の住民基本台帳法(以下「法」という。)の改正によって請求の際に請求

事由を明らかにしなければならないものとされた趣旨及び請求の際には通常手数料を納付しなければならないことに鑑みれば、電話による請求には原則的に応じないこととするのが適当である。

2 請求事由

(問2) 法第11条第4項及び第12条第4項にいう「不当な目的」とは何か。

(答) 「不当な目的」とは、他人の住民票の記載(法第6条第3項の規定により磁気テープをもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)事項を知ることが社会通念上、相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索したり、暴露したりなどしようとするをいう。例えば、住民票の世帯主との続柄の記載により嫡出でない子であること等他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索し、又はこれを公表する等プライバシーの侵害につながる場合、あるいは本籍の記載を手掛かりとして、同和地区出身であるか否かを調査する等差別的な事象につながる場合等の住民基本台帳の公開の趣旨を逸脱して不当な目的で利用することをいうのである。

(問3) 法第11条第4項にいう「不当な目的」に使用されるおそれがあることその他

の当該請求を拒むに足りる理由があると認めるとき」とは何か。

(答) 「不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるとき」とは、住民基本台帳の閲覧により知り得た事項が不当な目的に使用される蓋然性の高いときをいう。

具体的な例としては、同和地区が含まれる地区の「住民名簿」を作成するおそれがあると認められる場合の請求、住民の住所、氏名等を転記して「住民名簿」を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為を行うおそれがあると認められる場合の請求をいい、また、法第44条の違反行為を繰り返すような者からの請求も、場合によっては相当な理由があるとして拒否できるものである。

(問4) 市町村の執務に支障がある場合、天災等により住民基本台帳を亡失、き損したとき、閲覧請求者が手数料を納付しないとき、多数の閲覧請求者が競合したとき等においては、従来どおり請求を拒否しうるか。

(答) 法令に規定がなくても当然に請求を拒否しうるものである。

(問5) 請求事由が具体的であるといえるためには、どの程度の記載があることを要するか。

(答) 「結婚のため」、「世論調査のため」、「職員採用・選考のため」、「取材・報道のため」、「債権回収・保全のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、住民基本台帳又は住民票のどのような部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要する。

(問6) 請求事由の真実性は、どのような方法で確認すればよいか。

(答) 請求事由は、原則として、請求書の記載内容によって確認すれば足りるが、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、請求者に対し口頭で質問し、関係文書の提示を求め等適宜の方法により確認することが適当である。

(問7) 請求者が明らかにした具体的な請求事由からは請求に係る住民票の写し等を必要とする理由が全くないと認められる場合は、住民票の写しの交付等を拒むことができる。

(答) お見込みのとおり。

(問8) 貸金債権者から、「所在不明の債務者の家族から債務者の所在を聞きだすため家族の住所を確認する必要がある」との請求事由により、当該債務者の家族の住民票の写しの交付の請求があった場合、これに応じてよいか。

(答) 債務者の家族は、債務者の家族であるということのみによっては、当該債務又は債務者の探索につき法律上何ら義務を負わないから、特段の事情がない限り請求に応じる必要はない。

(問9) 報道機関から、「事件報道のため犯罪の被疑者の家族関係を調査する必要がある」との請求事由により、被疑者の世帯全員の住民票の写しの交付の請求があった場合、これに応じてよいか。

(答) 犯罪の被疑者の家族であっても、被疑者の家族であるということ自体がプライバシーに属する事項であり、それをみだりに公表されない権利は保護されるべきであるから、このような報道機関からの請求には応じる必要はない。

3 請求者

(問10) 請求者本人の署名、押印のある請求書を持参せず、代理人として住民票の写しの交付を請求する者の代理人の資格は、どのようにして確認すればよい

のか。

(答) 請求に係る者の氏名及び住所並びに請求者本人の署名及び押印のある委任状を提出させること等により確認すべきである。

なお、この場合には、請求書に請求者本人が請求する場合と同様の記載をさせるほか、代理人につき住所、氏名及び代理人である旨を記載させるべきである。

(問11) 代理人による請求の場合、請求事由の明示を要するかどうか、及び請求に応ずることができるかどうかは、請求者本人を基準に判断すべきか、代理人を基準に判断すべきか。

(答) 請求者本人を基準として判断すべきである。

(問12) 住民票の写しの交付の請求名義人でない者が、請求名義人に依頼されたとして、請求名義人の署名、押印のある請求書を持参した場合には、どのように取り扱えばよいか。

(答) いわゆる使者からの請求については、請求名義人につき通常の請求の場合と同様に要件の審査をするほか、使者についてもその氏名・住所及び請求名義人との関係を請求書に記載させ、適宜の方法により使者であることを確認した上で、処理するのが適当である。

(問13) 請求事由の明示を要しない場合において、請求者が任意に請求事由を記載し、それによって請求が不当な目的によることが明らかになったときは、請求を拒むことができるか。

(答) 請求事由の明示を要しない場合の請求であっても、記載された請求事由から、その請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができる。

(問14) 第三者から請求に係る者の承諾書又

は同意書を添付して住民票の写しの交付の請求があった場合には、請求事由を明示させることなく、請求に応じて差し支えないか。

(答) 請求者が請求事由を明らかにする必要のない者に該当しない場合には、たとえ請求に係る者名義の住民票の写しの交付に同意する旨の承諾書等の提出があっても、そのことのみで請求事由の明示が不要となるものではない。

(問15) 国又は地方公共団体の職員、弁護士、司法書士等が職務上請求する場合、職務の内容を具体的に明らかにさせる必要があるか。

(答) 請求書に請求者の職名又は資格及び職務上の請求である旨が明らかにされていれば、その職務の内容を具体的に明らかにさせる必要はない。

ただし、当該請求が職務上の請求であることにつき疑義を生ぜしめる等特段の事情があるときは、請求者に対し、口頭で質問し、関係文書の提示を求め等適宜の方法により確認するのが適当である。

(問16) 国又は地方公共団体の職員が請求する場合、公文書を要するか。

(答) 原則的には公文書により請求すべきであるが、緊急性を有する場合等には後日送付してもらう等の取扱いをしても差し支えない。

(問17) 国又は地方公共団体の職員、弁護士、司法書士等が職務上請求する場合とは、具体的にどのような場合があるか。

(答) 例えば、土地収用委員会の職員が収用すべき土地の上に住所を有する者を確定するために請求する場合、弁護士が担当する事件の訴訟関係人の住所を確認するために請求する場合等、法令に基づく本来の職務の遂行上必要なため住民票の写しの交付等の請求する場

合をいう。

したがって、公務員が職務と関係なく請求する場合、弁護士、司法書士等が住民票の写しの交付の請求のみを依頼されて請求する場合には、一般の第三者が請求する場合と同様、請求事由の明示を要する。

(問18) 国又は地方公共団体から調査等の委託を受けた民間団体等の職員が住民票の写しの交付等を請求する場合においては、請求事由を明示する必要があるか。

(答) 国又は地方公共団体からの業務委託を受けたとはいえ、あくまで民間団体等の職員であるから、請求事由を明示させるべきである。

(問19) 住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（以下「住民票省令」という。）第3条第4号にいう「市長村長が相当と認める場合」とは具体的にどのような場合をいうのか。

(答) 市長村長が当該市町村の実情に応じて判断すべき事項であり、一律にいうことはできないが、例えば、人権擁護委員、民生委員等国又は地方公共団体の公務に従事する者が職務上請求する場合等で、当該請求者が住民票の写し等を不当な目的に使用することが考えられない場合をいうものである。

(問20) 債権保全に係る債務者本人の住民票の写しの交付の請求に際して、請求者が真に債権者であるか否かはどのようにして確認すればよいのか。

(答) 原則として、請求者の記載内容によって確認すれば足りるが、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、請求者に対し、身分証明書や契約書の写しの提示を求める等適宜の方法により確認することが適当である。

4 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

(問21) 閲覧請求者に対して一部の写しを閲覧に供したところ、それでは十分でないので、住民基本台帳そのものを閲覧に供するよう再度請求があった場合、これに応じなければならないか。

(答) 法第11条第3項は、市町村長の判断により住民基本台帳の閲覧に代えて住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することができるとしているので、所問のような請求に応じる必要はない。一部の写しに記載された事項以外の事項について必要がある場合は、住民を特定した上で住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付を請求するよう指導されたい。

5 住民票の写しの交付

(問22) 法第12条第3項にいう「特別の請求」は、どのような場合に認めてよいのか。

(答) 世帯主との続柄や戸籍の表示等法第7条第4号及び第5号に掲げる事項（以下「続柄等」という。）については、これらの事項を必要とする旨の意思の表示（すなわち「特別の請求」）があり、それが不当な目的に基づくものでなければ省略しない取扱いとして差し支えない。ただし、この場合の取扱いについては、以下の点に留意されたい。

(1) 国若しくは地方公共団体の職員や弁護士等住民票省令第3条第2号及び第3号に掲げる者が、職務上続柄等を必要とする旨を明らかにして請求する場合は、続柄等のうち請求者が必要とする事項を省略しないで交付すること。

(2) 官公署に住民票の写しを提出する場合には、続柄等を必要とする場合が多いので、特に住民票省令第3条各号に掲げる場合以外の請求については、続柄等の必要性の

有無の確認について留意する必要があること。参考までに続柄等を必要とする行政上の手続の例をあげると、以下のとおりである。

ア 法第7条第4号に掲げる事項を必要とするもの

- ◆ 国家公務員災害補償法に基づく遺族補償年金の請求、災害補償の実施に関する審査の申し立て等
- ◆ 人事院規則16-3（災害を受けた職員の福祉施設）に基づく奨学援護金又は就労保育援護金の申請
- ◆ 質屋営業法に基づく質屋の許可の申請
- ◆ 古物営業法に基づく古物商の許可の申請等
- ◆ 公害紛争処理法に規定する調停委員会等に対する住民票の写しの提出
- ◆ 防衛施設庁が行う住宅防音工事の補助金交付の申請
- ◆ 公害健康被害補償法に基づく患者である旨の認定の申請等
- ◆ 一般旅券の発給の申請
- ◆ 貸金業の規制等に関する法律に基づく貸金業者の登録の申請等
- ◆ 公立高等学校の入学志願
- ◆ 私立学校教職員共済組合が行うその組合員に対する結婚貸付等の申請
- ◆ 予防接種法に基づく障害児養育年金の支給の請求
- ◆ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づく特別手当、健康管理手当保健手当又は介護手当の申請
- ◆ 特別児童扶養手当等の支給に

関する法律に基づく福祉手当の受給資格についての認定の請求又は特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定若しくはその額の改定の請求

- ◆ 児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定若しくはその額の改訂の請求又はその受給者の現況届の提出
- ◆ 児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求
- ◆ 戦傷病者戦没者遺族援護法に基づく障害年金、遺族年金、遺族給与金等戦傷病者又は戦没者関係の給付等の請求
- ◆ 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金、遺族年金若しくは遺族給与金の受給者の現状に関する届出又は厚生大臣の命令によって行う必要書類の提出
- ◆ 厚生年金保険法等に基づく老齢年金、障害年金等の裁定等の請求
- ◆ 農業者経営委譲年金の支給の申請
- ◆ 自動車損害賠償補償法第72条に基づく損害のてん補の請求等
- ◆ 運輸大臣の設置する特定飛行場周辺に係る住宅騒音防止工事の助成の申請又は移転補償の申請
- ◆ 簡易生命保険に係る保険金の請求
- ◆ 労働災害関係の年金等の請求、受給権者の定期報告等
- ◆ 労災就学等援護費の支給の申請又はその受給者の定期報告
- ◆ 雇用保険法に基づく基本手当の受給資格決定の申請等
- ◆ 雇用対策法に基づく就職促進手当等の支給の申請

- ◆ 公営住宅の入居の申請
- ◆ 地方公務員災害補償法施行令に基づく行方不明補償の請求
- イ 法第7条第5号に掲げる事項を必要とするもの
 - ◆ 運転免許の申請又は運転免許証の記載事項の変更の届出
 - ◆ 道路交通法に基づく安全運転管理者等の選任の届出、指定自動車教習所の指定の申請等
 - ◆ 警備業法に基づく警備業者の認定の申請等
 - ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業の許可の申請等
 - ◆ 質屋営業法に基づく質屋の許可の申請等
 - ◆ 古物営業法に基づく古物商の許可の申請等
 - ◆ 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく指定射撃場の指定の申請等
 - ◆ 公害紛争処理法に規定する調停委員会等に対する住民票の写しの提出
 - ◆ 防衛施設庁が行う住宅防音工事の補助金交付の申請
 - ◆ 公害健康被害補償法に基づく患者である旨の認定の申請等
 - ◆ 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録の申請
 - ◆ 一般旅券の発給の申請
 - ◆ 関税法施行令に基づく保税工場の許可の申請
 - ◆ 関税定率法施行令に基づく製造工場の承認の申請
 - ◆ 貸金業の規制等に関する法律に基づく貸金業者の登録の申請等
 - ◆ 保険募集の取締に関する法律に基づく生命保険募集人等の登録の申請
 - ◆ 就学義務猶与免除者の中学校卒業程度認定試験の出願
 - ◆ 大学入学資格検定の出願
 - ◆ 教育資格認定試験の出願
 - ◆ 医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は歯科技工士の免許証の、亡失、き損による再交付の申請
 - ◆ 児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求
 - ◆ 戦傷病者手帳の交付の請求
 - ◆ 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金、遺族年金若しくは遺族給与金の受給者の現状に関する届出又は厚生大臣の命令によって行う必要書類の提出
 - ◆ 浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可又は浄化槽設備士免状の交付の申請
 - ◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可の申請
 - ◆ 土地改良事業を行う者が行う土地改良登記令に基づく相続の代位登記又は登記名義人の住所の変更の登記の申請
 - ◆ 国有林野法に基づく分収育林契約の申込み
 - ◆ 鉱業法又は鉱業登録令に基づく鉱業権の設定の出願等
 - ◆ 海技従事国家試験の申請又は海技従事者が行う登録事項若しくは海技免状の訂正の申請
 - ◆ 船員手帳の交付の申請

- ◆ 航空法施行規則第67条の規定による航空機操縦練習許可の申請
- ◆ 航空従事者技能証明又は運航管理者技能検定の申請
- ◆ 航空従事者技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付の申請
- ◆ 船舶法に基づく船舶国籍証書の検認の申請
- ◆ 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令に基づく船籍票の交付の申請
- ◆ 職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の申請又は変更許可の申請
- ◆ 建設業法第27条に規定する技術検定の受検の申請
- ◆ 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業の免許の申請
- ◆ 各種表彰を受ける際の住民票の写しの提出

(3) その他続柄等を必要とする場合の例としては、次のようなものが考えられる。

- ◆ 勤務先に扶養手当、住宅手当等を申請する場合（第4号）
- ◆ 医療保険の被扶養者の届出等をする場合（第4号）
- ◆ 年金福祉事業団に対して住宅転貸資金の貸付を申込み場合（第4号）
- ◆ 住宅・都市整備公団の賃貸住宅の賃貸借契約又は分譲住宅若しくは住宅用地の譲渡契約を締結する場合（第4号）
- ◆ 住宅金融公庫に対して貸付を申込み場合（第4号）
- ◆ 土地収用又は公共用地の取得の際に土地所有者等を確認す

る場合（第4号及び第5号）

- ◆ 土地区画整理事業に伴う損失補償に関する交渉の相手方を確認する場合（第4号）
- ◆ 自動車損害賠償補償法に基づき損害賠償額の支払を請求する場合（第4号）

(問23) 法第12条第3項の規定により、法第7条第4号、第5号又は第9号から第13号までに掲げる事項の記載を省略した住民票の写しを交付する場合において、認証文に当該事項を省略した旨を記載する必要はないか。

(答) 請求者に誤解を与えるおそれがある場合は、当該事項を省略した旨の記載をする必要があるが、そうでない場合には特に必要はない。

6 戸籍の附票の写しの交付

(問24) 戸籍の附票の写しの交付の請求については、どのように取り扱うべきか。

(答) 原則として住民票の写しの交付の請求があった場合に準じて取り扱うことが適当である。

7 その他

(問25) 住民票記載事項証明書について、あらかじめ証明する事項を決めておき、電子計算機処理により作成して差し支えないか。

(答) 住民票記載事項証明書は、基本的に、住民票の記載事項のうち証明を求める者が必要とする事項について証明を行うものであるから、市町村があらかじめ証明する事項を決めておくことはできないが、標準的な事項（例えば氏名、出生の年月日、男女の別、住所）を決めておき、これらの事項について証明の請求があった場合に、その証明書を電子計算機処理により作成することは差し支えない。ただし、請求者が必要としない事項まで出力することのない

よう配慮する必要がある。

(問26) 国又は地方公共団体の職員が職務上
消除された住民票の閲覧を請求する場
合、これに応じてよいか。

(答) 官公署間の協力関係に基づき、応じ
て差し支えない。ただしこの場合にお
いても住民票省令第3条第2号に掲げ
る事項を明らかにさせる必要がある。

(問27) 消除された住民票の写しを交付する
場合においても、法第7条第4号及び
第5号に掲げる事項を省略することが
できるか。

(答) 省略して差し支えないものである。

ただし、例えば厚生年金保険法等に
基づく遺族年金等の裁定請求や労働者
災害補償保険法に基づく遺族補償年金
等の請求のために官公署に提出する場
合等過去の生計維持関係等を証明する
必要がある場合等もあるので、このよ
うな場合には、続柄等のうち請求者が
必要とする事項を省略しないものを交
付する必要がある。なお、上記のよう
な過去の生計維持関係等を証明する必
要がある場合において、当該市町村が
世帯票を調製しておりかつ当該世帯の
住民票のうち死亡者に係る部分だけが
消除されているような場合においては、
当該住民票の死亡者以外の者に係る部
分の写しにあわせて当該消除されてい
る部分の写しについても交付して差し
支えない。

(問28) 、これまで各市町村で有していた住民
基本台帳の閲覧等の処理手続に関する
規定等は、どのような点を変更しなけ
ればならないか。

(答) 昭和57年1月14日付け自治振第4号
自治省行政局振興課長通知において示
した「住民基本台帳の閲覧等に関する
事務取扱要領」に掲げた事項について
は、昭和61年2月4日法務省民二第795

号自治振第11号法務省民事局長・自治
省行政局長通知により改正された「住
民基本台帳事務処理要領」等に盛り込
まれたところであり、したがって、上
記の事務取扱要領は不要となるもので
あるが、各市町村において当該市町村
の事務処理の実態に応じ、より詳細な
事務処理手続等を定めることは差し支
えない。

〔その他〕

(問29) 法第14条第2項の規定に基づき、本
人又は本人と同一の世帯に属する者か
ら住民票に誤記又は記載漏れがある旨
の申出があった場合、その申出に従っ
て記載の修正等を行ったか否かを申出
人に通知しなければならないか。

(答) 通知すべき法的な義務はない。

(問30) 改正後の住民基本台帳法施行令第17
条第2項にいう「関係者」とは、具体
的にどのような者を指すのか。

(答) 当該住民票に記載されている者、そ
の者と同一の世帯に属する者（戸籍の
附票については、当該戸籍の附票に記
載されている者、その配偶者、直系尊
属及び直系卑属）及びこれらの者の代
理人その他市町村長が相当と認める者
を指すものである。

以上

注 会員各位が住民基本台帳の閲覧及び、住
民票の写し、戸籍の附票の写しの交付請求
に関して、各市町村における窓口でのトラ
ブル解消のために、住民の利便を必要以上
に害することのないよう、この質疑応答集
を熟読されたい。

『市町村長に身分証明書の発行を 請求する場合の手続きについて』

企 画 部

会員の方から、時々『市町村長に身分証明書の発行を、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」で請求してきたが、拒絶された。これは、何故なのか』という問い合わせがありました。

御承知のとおり、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」は、その表紙裏面4に記載してあるとおり、

戸籍（除籍・原戸籍を含む）の謄・抄本、住民票（除票を含む）の写し
戸籍の附票の写し
住民基本台帳の閲覧

に限定されます。

それでは、身分証明書の発行の請求は、どのような方法を用いたら良いかということですが、身分事項の証明は市町村の固有事務に属し、従って身分証明書の発行を請求する方法は当該市町村長の取り決めて、まちまちです。行政書士がその職務上必要があるからといって、職権により請求しても認められない事もあります。身分証明書の交付を受けるためには、本人の委任状を添付した行政書士の請求でなければなりません。身分証明書が本人の犯罪経歴という

個人の名誉・信用等人権に関する重要な事項を証明する書面であり、原簿は選挙資格の調査を主目的として作成されるものであるからです。従って、身分証明をみだりに行うことは、個人の人権を守るため、絶対にさけなければならないものとしています。市町村長に対して、慎重な取扱いをするような指導がなされているのも、このためです。

身分証明書の請求をする行政書士は、当該市町村に、あらかじめ請求方法を確認の上、その方法により請求して交付を受けて下さい。



等級	賃金額	被保険者負担一般保険料額		等級	賃金額	被保険者負担一般保険料額	
		A	B			A	B
16	120,000円以上 124,000円未満	671円	793円	36	223,000円以上 230,000円未満	1,246円	1,472円
17	124,000円以上 128,000円未満	693円	819円	37	230,000円以上 238,000円未満	1,287円	1,521円
18	128,000円以上 132,000円未満	715円	845円	38	238,000円以上 246,000円未満	1,331円	1,573円
19	132,000円以上 136,000円未満	737円	871円	39	246,000円以上 255,000円未満	1,378円	1,628円
20	136,000円以上 140,000円未満	759円	897円	40	255,000円以上 264,000円未満	1,427円	1,687円
				41	264,000円以上 274,000円未満	1,480円	1,749円

賃金額が64,000円未満又は274,000円以上の被保険者が負担すべき一般保険料の額は、その賃金額に1,000分の5.5（雇用保険率が1,000分の16又は1,000分の17である事業に雇用される被保険者にあつては、1,000分の6.5）を乗じて得た額とする。
この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (注) 1. A欄は、雇用保険率が1,000分の14である事業に雇用される被保険者が負担すべき一般保険料の額である。
2. B欄は、雇用保険率が1,000分の16又は1,000分の17である事業に雇用される被保険者が負担すべき一般保険料の額である。

法令2

改正国民年金法施行令が施行されました

老齢年金に関する国民年金法施行令が一部改正され、本年2月1日より施行されましたので、ご通知申し上げます。

企 画 部

政令第370号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号イ中「次条第3号イ」を「次号イ」に改め、同号ロ中「次号イ」を「次号ハ」に改め、同号ハ中「次号ロ」を「次号ニ」に改め、同条第2号中ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、ロをニとし、同号イ中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）」を「昭和60年改正法」に改め、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ 法第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者（以下単に「第2号被保険者」という。）としての被保険者期間（昭和61年4月1日前の期間に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）附則第8条第2項各号に掲げる期間を含む。）を有していない者に支給する老齢基礎年金

（昭和60年改正法附則第15条第1項又は第2項の規定により支給するものを除く。）

ロ 法附則第9条の3の規定による老齢年金第1条第3号中「前号イ」を「前号ハ」に、「同号イ」を「同号ハ」に改め、同条第5号中「第2号ロ」を「第2号ニ」に改め、同条第6号中「第2号イからハマまで」を「第2号ハからホまで」に改め、同条第7号中「第2号イからハマまで」を「第2号イからホまで」に改め、同条第9号中「（旧法による老齢年金（老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は通算老齢年金を受ける権利の裁定を除く。）」を削り、同条第11号中「並びに旧法による老齢年金及び通算老齢年金」を削り、同条第12号中「旧法による老齢年金」の下に「（老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。以下同じ。）を除く。次条第10号において同じ。）」を加える。

第2条第3号中「次に」を「前条第2号に」改め、イからハマまでを削り、同条第4号中「前条第2号イ」を「前条第2号ハ」に改め、同条第6号及び第7号中「前条第2号イからハマまで」を「前条第2号ハからホまで」に改める。

第3条第5項中「第2条第3号イ」を「同条第2号イ」に改める。

等級	賃金額	被保険者負担一般保険料額		等級	賃金額	被保険者負担一般保険料額	
		A	B			A	B
16	120,000円以上 124,000円未満	671円	793円	36	223,000円以上 230,000円未満	1,246円	1,472円
17	124,000円以上 128,000円未満	693円	819円	37	230,000円以上 238,000円未満	1,287円	1,521円
18	128,000円以上 132,000円未満	715円	845円	38	238,000円以上 246,000円未満	1,331円	1,573円
19	132,000円以上 136,000円未満	737円	871円	39	246,000円以上 255,000円未満	1,378円	1,628円
20	136,000円以上 140,000円未満	759円	897円	40	255,000円以上 264,000円未満	1,427円	1,687円
				41	264,000円以上 274,000円未満	1,480円	1,749円

賃金額が64,000円未満又は274,000円以上の被保険者が負担すべき一般保険料の額は、その賃金額に1,000分の5.5（雇用保険率が1,000分の16又は1,000分の17である事業に雇用される被保険者においては、1,000分の6.5）を乗じて得た額とする。

この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (注) 1. A欄は、雇用保険率が1,000分の14である事業に雇用される被保険者が負担すべき一般保険料の額である。
2. B欄は、雇用保険率が1,000分の16又は1,000分の17である事業に雇用される被保険者が負担すべき一般保険料の額である。

法令 2

改正国民年金法施行令が施行されました

老齢年金に関する国民年金法施行令が一部改正され、本年2月1日より施行されましたので、ご通知申し上げます。

企 画 部

政令第370号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号イ中「次条第3号イ」を「次号イ」に改め、同号ロ中「次号イ」を「次号ハ」に改め、同号ハ中「次号ロ」を「次号ニ」に改め、同条第2号中ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、ロをニとし、同号イ中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）」を「昭和60年改正法」に改め、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ 法第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者（以下単に「第2号被保険者」という。）としての被保険者期間（昭和61年4月1日以前の期間に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）附則第8条第2項各号に掲げる期間を含む。）を有していない者に支給する老齢基礎年金

（昭和60年改正法附則第15条第1項又は第2項の規定により支給するものを除く。）

ロ 法附則第9条の3の規定による老齢年金第1条第3号中「前号イ」を「前号ハ」に、「同号イ」を「同号ハ」に改め、同条第5号中「第2号ロ」を「第2号ニ」に改め、同条第6号中「第2号イからハマまで」を「第2号ハからホまで」に改め、同条第7号中「第2号イからハマまで」を「第2号イからホまで」に改め、同条第9号中「（旧法による老齢年金（老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）又は通算老齢年金を受ける権利の裁定を除く。）」を削り、同条第11号中「並びに旧法による老齢年金及び通算老齢年金」を削り、同条第12号中「旧法による老齢年金」の下に「（老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。以下同じ。）を除く。次条第10号において同じ。）」を加える。

第2条第3号中「次に」を「前条第2号に」改め、イからハマまでを削り、同条第4号中「前条第2号イ」を「前号第2号ハ」に改め、同条第6号及び第7号中「前条第2号イからハマまで」を「前条第2号ハからホまで」に改める。

第3条第5項中「第2条第3号イ」を「同条第2号イ」に改める。

日行連会長声明

行政書士法違反の告発について

本年2月13日、日本行政書士会連合会佐藤義哉会長は、自動車業界の不正について、告発したことを述べる、「会長声明文」を発表しました。本文はその全文を掲載し、会員の強い結束をあらためて呼びかけるものであります。

声 明

本日、自動車販売会社及びセールスマンを行政書士法違反の疑いにより、警察当局に告発いたしました。自動車販売会社は、自動車の検査・登録申請や車庫証明申請手続きに関して、ユーザーサービスあるいは商慣習と称して、法外な手数料をユーザーから徴し、事実上販売利益の一部としているのが実態であります。自動車販売における流通の適正化については、たびたび国会においても取り上げられ、総務庁の行政監察結果においても、不適正な事例が指摘されております。さらに、永年にわたり通産省、運輸省が行政指導をしているにもかかわらず、このたびの本会の調査結果で明らかになったごとく、なんら改善されておられないばかりか、むしろ巧妙になりますますユーザー被害は増大しております。本会としては、このような事例が現在なお横行することは、自動車の登録制度や行政書士法に対して一般ユーザーの不信感を抱かせ、のみならず、資格者である行政書士の国民の信頼を失墜させることになるという危機感に加えて、国民と行政の架け橋としての使命感により、告発の止むなきにいたしました。

このことは、何ら請求する根拠のない不当に高い「手数料」を、自動車販売に伴う「諸費用」という名目で支払わせている国民の皆様への警鐘とさせていただきますと考えております。また、自動車業界に対して、自動車の検査・登録申請手続等の一層の適正化が徹底されることを希望するものであります。

しかしながら、自動車販売業界を主体とした自動車関係団体は今第108回国会において、道路運送車輛法の一部改正を企図して種々の運動を展開しております。

この一部改正は、違法な自動車販売に伴う諸費用の徴収を正当化させることを狙ったものであり、さらに、これらの諸手続きを自動車団体において独占しようとするものであります。この改正案が実現してしまいますと、ユーザー自身の申請手続きはもとより、資格者である行政書士による手続きの道が閉ざされ、自動車業界の独善と不正がまかり通り、公正な手続きが損なわれ、その結果として国民の犠牲は一層助長されることとなります。本会は、行政手続きが、より簡素化され、あくまで国民本位の取り扱いがなされるべきことを切望するものであります。道路運送車輛法の一部改正は、自動車販売業界本位の私利私欲を前提とした、国民不在の内容であり、国会の指摘や行政指導に逆らうものでありますので、本日の告発を契機として、速やかに撤回されるよう強く要請いたします。今日自動車販売業界に強くもとめられていることは、自動車販売に

伴う不正を除去し、国民の信頼を回復すべきであるとおもいます。本会は、国民の皆様のご理解と報道関係各位のご支援をいただきながら、自動車ユーザーという弱い立場の国民に代わって、今後とも自動車販売業界の不適正な取り扱いを追求するとともに、国民生活のより一層の貢献のために微力ながら努力することをお誓い申しあげ、声明といたします。

昭和62年2月13日

日本行政書士会連合会

会長 佐藤義哉

(新聞記事)

— 最近の自動車検査、登録問題に関する記事をひろってみました —

日本経済新聞

昭和62年(1987年)2月14日(土曜日)



自動車登録 「有料の代行違法」
 行政書士会、代行料を告発

自動車の登録や車庫証明の手続きをユーザーに代わって、自動車販売会社(ディーラー)が代行料を取って行っているのは違法として、日本行政書士会連合会(佐藤義哉会長)は十三日、東京と九州の自動車販売会社の社長らに行政書士法違反で警視庁と福岡、鹿児島両県警に告発した。同連合会はさらに四十件以上の告発の準備をしており、今後順次全国の警察当局に告発する予定としている。

「違法行為はない」と強く反論しており、両者の対立はエスカレートしてきた。

告発されたのは東京、福岡、鹿児島、九州の自動車販売会社の社長と社員の計八人。

同連合会によると、自動車の検査、登録、車庫証明などの手続きは、ユーザー本人か、行政書士がこれを代行することになっているが、告発した四社を含む全国の多くの自動車販売会社は「暗黙のうちに数百円から数千円の代行料を取って手続きを代行しており、無資格者の行政書士業務を営んだ行政書士法に違反する」としている。

昭和62年(1987年)2月11日(水曜日)

不明朗な自動車販売

総務庁の業界行政監察

自動車販売合戦にしのぎを促す通達を出した。

閉るディーラー(販売会社)が、購入ユーザーに注文(契約書)を渡していなかったり、新車登録手続き代行のために関係機関を回った距離を一律百二十キロとして算定するなど、ユーザー無視の不明朗な営業ぶりの一端が、十日までに、総務庁による自動車業界に対する行政監察で明らかになった。これは米山の一角とみられ、同庁は運輸、通関、自治(三省)にこの調査結果を通知、三省は業界に対して注意

を促す通達を出した。この調査は、総務庁が自動車の検査、登録行政の簡素化をテーマとして一昨年七月から九月にかけて全国で行政監察を行い、その際、付随的に業界から事情聴取し、まとめられたもの。それによると、自動車の販売業部門で、あるディーラーは同年三月に新車二十五台を売ったが、うち九台についてはユーザーに契約書を渡していなかった。別のディーラーは、ユーザーに代わって

納入した自動車税分として、実際の納入額より約三千三百円多い額を請求。代納した自動車関係税の領収書をユーザーに渡していなかったディーラーもあった。

また、新車登録に当たっては、あるディーラーが登録と納車の代行費用を算定する際、ユーザー宅や官公庁などを回った距離を「百二十キロ」必要時間を出すための移動速度を通常の約半分の「時速十五キロ」とし、通常の倍近い費用として計算。さらに、ある県では、ディーラーの共同機関として設立した「登録業務代行センター」で一括処理しているため、運輸支局など官公庁での待ち時間は一件当たりでは極めて少ないはずなのに、十三十分として手間料金を計算していた。

一方、整備業界では、点検整備記録簿に記載していない交換部品三品と手間料金計一万千四百円をユーザーに請求したり、ユーザーから事前に

承諾を得ないまま追加整備を勝手に行って料金を請求。また、料金の概算見積書をユーザーに渡していなかった整備業者など、通常の取引ではあり得ないような不明朗さが明らかになった。

ひろば

故松本重一小樽支部長を偲んで

小樽支部副支部長

北川 清



故 松本 重一 先生

昭和62年も明け、元気で今年の抱負などを語ったり、支部役員会の準備をしていた松本支部長が去る2月2日午後11時に急性心筋梗塞で急逝されました。御家族のお話では、亡くなられた日は、普段と変らぬ様子で知人宅を訪問するなどしていたとの事です。寒さの厳しい季節に黄泉の旅に出られた故松本支部長の御冥福を心から御祈り申し上げる次第であります。あまりの突然すぎる御逝去で、未だ、在りし日の松本先生の面影が脳裏から離れず、今後の支部運営など気持の迷いでいっぱいです。

松本先生は、昭和39年に行政書士を開業された私共の大先輩であり、昭和46年から代議員、支部監事を歴任され、昭和54年4月から小樽支部長に就任し、支部会員の掌握は勿論、支部の諸記録などの不十分な点などを色々調査され、逆上って作成するなど精力的に支部の業務に当たってこれ、今では支部の記録は一目瞭然といわれる位見事に整備されました。

行政書士という職業が一般的に理解が薄いため、監察、広報活動にも積極的に取り組み、支部会報の発行、くらしの無料相談などを実施し、支部の発展と会員の資質の向上に努めてこられた業績は、誠に大きかったと思います。支部長という職は多忙な業務のかたわらやらなければならない仕事であり大変な激務だったと思います。松本先生の卓越した事務能力や凡帳面さは私達も大いに学ばなければならないところでもあります。支部としては、かけがえない大事な人材を失ったわけで大変な損失であり、私としてももっと御指導を仰ぎたかったという思いが残ります。松本先生の後には、支部役員一同心を一つにして頑張り御遺志を継いで参ります。

最後に、松本支部長の御冥福を御祈り申し上げあわせて、数々の業績に心から感謝と敬意を表して誠に不十分ながら松本先生を偲ぶことと致します。

——男女差別撤廃の促進に思う——

留萌支部 橋本雄一

国際連合は1975年より10年間は婦人の地位向上のため、世界各国が国内行動計画を策定し、婦人の地位向上を推進する期間とした。我国でも重点目標の一つである「婦人の地位向上の法令の検討」の成果として国内法の見直しが行われ、昭和60年6月には、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」が批准された。妻の離婚復氏の選択、嫡出子出生届出者の父母順位、配偶者相続分の改正、父母両系主義採用による国籍の決定。国籍法、戸籍法の改正、これ等一連の国内法の改正は、あらゆる面における女性の地位向上に果す役割は、大きいと言えよう。しかし現実の女性をとりまく、社会、家庭環境は変化したであろうか、伝統的な男女の役割分担意識が根強く残っている我国では、まだ解決すべき問題が多く、面で存在する。1984年の女性を対象とした総理府の調査では、10年前の1974年に比較して地位が向上したと答えた女性は73%であり、『男は仕事、女は家庭』という考え方に同感する比率は36%、同感しないが41%という割合を示している。

女性側の甘えや、男性と同等の立場で競り合っていく厳しさを避けようとする生き方のあることは日常見聞するところです。男性も女性も女性解放の思想と両性平等の原理を理解し、国民の中に伝統的にある意識の変革をすることが女性差別の撤廃にもつながるものであろうが、意識を変えるのに特効薬は無い。

人に意識を持せたり、人の意識を変えたりすることは、自らであろうと他からであろうと大変なことで一朝一夕にできることではない。

私達は何百年もの過去の封建制度中で培養されて来たものをあいまいに受け継ぎ、家庭や職場、社会で、表と裏を使い分け、また次の世代に渡しているのではないだろうか。男女平等の実現には男も女も、自らが何をしなければならないかという前に、対象に対する自己の在り方に先ず、主体性を持って生きて行くことが最も大切なことではないだろうか。目覚めた個の意識の確立という過程こそ男女平等の理念達成に不可欠な要素と考えているが如何がなものでしょうか。

＝会員のうごき＝

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支 部 名	会員番号	氏 名	死亡年月日
網 走	1,013	加 川 精 三 様	62. 1. 26
小 樽	542	松 本 重 一 様	62. 2. 2
空 知(北)	1,098	大 票 武 雄 様	62. 2. 22

＝ 支 部 の う ご き ＝

支 部 研 修 会 開 催 状 況

【注】()は通知人員

支 部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札 幌	61. 12. 23	教育文化会館大会議室	札幌市入札参加資格申請	札幌市建設局管理課庶務係 契約係長 神谷 守	(589) 61	一 般
函 館	62. 2. 21	函館市 ホテルリッチ	新入会員研修	副支部長 長谷川卓蔵 本会理事 石村 賢太 支部理事 小原 一司	(34) 7	新入会 員研修
小 樽	62. 2. 21	小樽海員会館	〃	支部業研部長 橋本 栄	(7) 3	〃
〃	62. 2. 28	小樽市 勤労婦人センター	建設業決算報告書の作成	支部監事 野坂 房市	(42) 7	一 般
空 知	61. 12. 13	滝川市 ホテルスエヒロ	建設業許可申請記載要領	副支部長 計良 邦雄	(118) 20	〃
旭 川	61. 10. 18	神楽福祉センター	新入会員の業務の習熟と 業務選択	〃 佐藤 隆一	(29) 14	新入会 員研修
留 萌	61. 11. 8	留萌市 消費生活センター	株式会社から有限会社へ組織変更 商法・有限会社法改正試案 売買・贈答税金関係	支 部 長 稔金 昭二 支部所属会員 山下 幸人	(18) 9	一 般
室 蘭	62. 1. 16	洞爺山水ホテル	株式・有限会社の設立	副支部長 江良二三夫	(54) 21	〃
苫小牧	61. 12. 6	苫小牧市労働福祉会館	改正国籍法と帰化の条件	本 会 常任理事 酒井 清蔵	(57) 15	〃
〃	62. 1. 16	〃	車庫証明業務取扱	苫小牧警察署 交通課 中村警部補	(18) 10	〃
〃	62. 1. 20	苫小牧市民会館	手形法 小切手法	弁 護 士 壬生 賢哉	(58) 22	〃
釧 路	61. 11. 29	釧路市厚生年金会館	住民台帳法戸籍法及び その請求事務の留意点	釧路市役所戸籍住民課 主 事 柏木 宣勝	(63) 23	〃
〃	61. 12. 13	〃	公正証書の作成と留意点	公 証 人 田村 一	(63) 23	〃
〃	62. 1. 18	釧路オリエンタルホテル	建設業財務諸表の見方と 作成	支部所属会員 川瀬 猛男	(63) 15	〃

＝ 本 会 の 主 要 行 事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
61. 12. 25	登録資格審査委員会	16:00～17:00	本会会議室
62. 1. 12	車庫証明対策会議(札幌地区)	15:00～17:00	〃
62. 1. 26	登録資格審査委員会	16:00～17:00	〃
62. 2. 5	故 松本小樽支部長通夜(会長出席)	18:00	小 樽 市
62. 2. 6	〃 告別式(〃)	10:00	〃
62. 2. 20	第3回車庫証明対策特別委員会	10:00～15:00	ホテルニューフロンテア
62. 2. 26	登録資格審査委員会	14:00～17:00	本会会議室
62. 2. 27	総務・経理合同部会	10:00～16:00	〃

— 小樽支部長代行者に 巨理敏夫氏が就任 —

総務部

小樽支部長でありました松本重一氏は、本年2月2日、急性心筋梗塞で急逝されました。後任は、巨理敏夫氏が支部長代行者として支部長の職務を取扱うことに決定しました。また、支部事務局が、下記に移転したので、あわせてお知らせします。

記

新 ☎047 小樽市赤岩1丁目16番11号
北川清行行政書士事務所内
北海道行政書士会小樽支部
支部長代行者 巨理敏夫
電話 0134 (33) 7522

旧 ☎047 小樽市若竹町30番6号
松本重一行政書士事務所内
北海道行政書士会小樽支部
支部長 松本重一

— 函館支部長代行者に 高谷副支部長就任 —

総務部

函館支部長黒島宇吉郎氏は、昨年12月25日一身上の都合により、支部長の職を辞任されました。後任は、副支部長の高谷賢一氏が支部長代行者として支部長の職務を取扱うことに同月29日の支部理事会で決定されました。

なお、支部事務局を下記のとおり移転したので、あわせてお知らせします。

記

新 ☎040 函館市千歳町23番9号
鈴木壮康行政書士事務所内
北海道行政書士会函館支部
支部長代行者 高谷賢一
電話 0138 (23) 1753

旧 ☎040 函館市千歳町23番15号
黒島宇吉郎行政書士事務所内
北海道行政書士会函館支部
支部長 黒島宇吉郎

年計報告の提出期限は 3月末日までに

企画部

昭和61年の業務に係る「年計報告」の用紙を送付済みですが、この提出期限は、本年3月31日までとなっております。未提出の方は、至急提出されますようお願い致します。なお、昭和61年1月1日以降に入会された会員については提出不要です。

会費の払込みには『郵便 貯金からの自動払込み』 をご利用ください

経理部

かねてお願いしているように会費の払込みには「郵便貯金からの自動払込み」をご利用ください。手数料は1回10円ですがこれは本会で負担します。

利用していただける方は郵便貯金通帳の記号・番号をお知らせ下さい。

会費の郵便振替手数料の 加入者負担は61年度限り で廃止となります

経理部

従来から本会の会費を「郵便振替」で送金していただく際の手数料を北海道行政書士会が負担する、いわゆる「加入者負担制」を採用していましたが、この制度は昭和61年3月31日で廃止します。

これらは、前々からお願いしております「郵便貯金からの自動払込み」を利用していただきたいのですが、利用できない方は「銀行振込み」又は「郵便振替の振替手数料の払込人負担」による方法でお払込みください。（手数料は1万5千円の場合は100円）。払込み用紙は郵便局にありますので、これを下記のとおり記入の上、ご利用ください。

「口座番号」 小樽3-8224

「加入者名」 北海道行政書士会

— 編集後記 —

『争う』ことの多い昨今です。「売上げ税」をめぐる、国と国民とが、徴税者と納税者という立場で争っています。また、統一地方選挙を真近に控え、候補者同志がし烈な争いを展開中。本会会員の中にも、立候補されている会員のあることを聞いております。健康に気をつけられて、選挙戦をたたかっていたいただきたいと思います。

さて、行政書士会では、自動車業界と、真向から対決。こちらは、「裁判」という争い。行政書士の社会的使命が、問われる戦いでもあります。会員の一致団結が、これほど求められる戦いも、かつてなかったように思う。

春は、物事が動き出すとき。一年の初まりに決意された、今年のレイアウトに、いよいよ筆を入れるときでしょう。会報の編集は、3月号をもって、今年度の計画をすべて終え、筆を置くときとなりました。

振り返りますと会員の皆様のご指導、ご協力により、年々充実した誌面作りができてきたのではと思います。一方、誌面の都合により、掲載できなかった原稿・書画もございました。ご厚意に報いることができなかったことを、心からお詫び申し上げます。

(編集部担当者一同)

— 年計報告の

提出期限は

3月末日までに—

' 87 , 3 第159号 昭和62年 3月25日発行

発行人 葛西義雄
編集人 酒井清藏
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモトビル3階

TEL 代表 (221) 1221・(221) 1222

郵便番号 0 6 0

取引銀行 { 北海道拓殖銀行札幌南支店 (普 570344)
北海道銀行本店 (当 19116)
北洋相互銀行本店 (普 0742651)
北海道相互銀行本店 (普 389444)

振替口座 小樽3-8224番